

## 一般社団法人日本サーフィン連盟 ドーピング防止規程

### (目的)

第1条 一般社団法人日本サーフィン連盟（以下、「本連盟」という。）は、世界アンチ・ドーピング機構が定める世界ドーピング防止規程（以下、「WADA 規程」という。）及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が定める日本ドーピング防止規程（以下、「JADA 規程」という。）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担う。

2 WADA 規程に基づき、本連盟は以下の役割及び責任等を担うものとする。

- (1) ドーピング防止方針が WADA 規程及び JADA 規程に準拠すること。
- (2) JADA と協力すること。
- (3) 国際サーフィン連盟（以下、「ISA」という。）と協力すること。
- (4) 本連盟に通常登録していない競技者に対し、日本代表選手の一員として ISA が主催する競技大会等に参加するための条件として、本規定の適用対象者となることを周知すること。
- (5) WADA 規程又は JADA 規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

### (ドーピング防止規程の適用)

第2条 本規程は以下の者に対して適用される。

- (1) 本連盟
- (2) 競技者
- (3) 日本代表選手のメンバー
- (4) 競技者支援要員

2 当該規定違反に対し、制裁措置が適用される。

### (義務)

第3条 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針及び規定を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取に応ずること。
- (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA 規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規定に違反しないこ

とを確認する責任をもつこと。

2 本連盟の正会員登録をしていない競技者は、日本代表選手の一員として ISA が主催する競技大会等に参加するための条件として、本連盟のオープン会員登録をし、他の競技者と同等の義務を負う。

3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

(1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規定を理解し、遵守すること。

(2) 競技者の検査プログラムに協力すること。

(3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

#### (検査)

第 4 条 本連盟は、WADA 規程及び JADA 規程に従い、ドーピング防止機関（JADA を含む。）が行う検査の分析結果を承認する。

2 国内競技大会に関する検査は、別途基準を設けて実施する。

#### (本規程違反)

第 5 条 ドーピング防止に関連する定めに違反をすることは、本規程に違反する。

2 ドーピング防止に関連する定めを犯したか否かを判断するために、WADA 規程及び JADA 規程の各第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 17 条が適用される。

#### (ドーピング防止に関連する定めの違反承認)

第 6 条 本連盟は、全てのドーピング防止機関による、ある者がドーピング防止に関連する定めを犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定が WADA 規程及び JADA 規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

#### (本連盟が課す制裁措置)

第 7 条 ドーピング防止に関連する定めに違反を犯したと認定された者は、制裁措置の期間、日本代表選手又はその選考の資格、本連盟公認の資格、本連盟からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、本連盟で役職に就く資格を失う。

2 制裁措置の期間は、WADA 規程及び JADA 防止規程の各第 10 条及び第 11 条に従って決定される。

3 本連盟は、違反が 1 回目か 2 回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によ

って課された以前の制裁措置をも承認する。

(懲戒措置手続)

第 8 条 ドーピング防止に関連する定め違反が問われる全ての事件は、WADA 規程及び JADA 規程に準拠して判断され、WADA 規程及び JADA 規程の条項に従って認定がなされ、また、不服申立がなされるものとする。

(通知)

第 9 条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本連盟は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) WADA 規程第 14 条 1 項及び JADA 規程第 14 条 3 項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (2) 当該者の属する国際競技連盟
- (3) WADA 及び JADA
- (4) 本連盟が通知を必要とするその他の者

(不服申立て)

第 10 条 不服申立てについては、JADA 規程第 13 条の規定に従うものとする。

(ドーピング防止規則違反の審査)

第 11 条 ドーピング防止に関連する定めを犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止に関連する定めを犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りが、関連機関により明らかになった場合、本連盟は結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第 9 条により制裁措置が課された旨を通知された全ての者に対し、そのことを報告するものとする。

(解釈)

第 12 条 本規程は、WADA 規程及び JADA 規程に従い解釈されるものとする。

付則 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。(理事会承認 平成 27 年 11 月 10 日)